

伊丹市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市消防団条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

団員報酬の支給方法について所要の改正を行うため。

伊丹市消防団条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市消防団条例（昭和28年伊丹市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第10条中「召集」を「招集」に改める。

第14条第2項中「および」を「及び」改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合の第1項第1号の団員報酬の額は、別表第1号表に掲げる額を、当該年度におけるその者の在籍日数（第2号に掲げる場合にあつてはそれぞれの在級日数とし、第3号に掲げる場合にあつては当該勤務しなかつた日数を除いた日数とする。）に応じ、日割りにより計算した額とする。この場合において、1年は365日として計算する。

(1) 年度の中途において、新たに団員となり、若しくは退職した場合

(2) 年度の中途において異なる階級に異動した場合

(3) 第9条の規定により勤務しない日数があつた場合

第16条第1項中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第17条第2項中「および」を「及び」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。